

2011年（平成23年）6月23日

東日本大震災の被災者が抱える既存債務からの解放を求める会長声明

兵庫県弁護士会
会長 笹野 哲郎

1 はじめに

今般の東日本大震災においては、生活の基盤たる住宅、自動車、事業用資産を一瞬にして失った被災者が膨大な数に上っている。被災者は、これらの資産を失い、生活再建の費用だけでも極めて重い経済的負担に直面させられているのに加え、住宅ローン債務、自動車ローン債務、リース関連債務、事業用資産関連債務等の当該資産に関連する既存債務をも負担し続けなければならない状況である。

これから生活再建に向かって立ち上がりねばならない被災者にとって、こうした既存債務の問題は、経済的な面はもちろん、精神的にも復興への意欲そのものをそいでしまいかねず、現在、被災者の円滑な生活再建の大きな阻害要因となっている。そのため、被災者の既存債務からの早期の解放は、震災からの復旧復興を実現するうえでの最重要課題である。

また、今回の震災の被災地の経済は、地元の中小・零細事業者や農林水産業者によって支えられているが、こうした中小・零細事業者の再生なくしては、雇用も確保できず、被災地の真の復興はありえない。従って、中小・零細事業者の既存債務からの解放も、被災地の復興のために必要不可欠である。

そのような中、今般政府・民主党による「二重債務問題への対応方針」が発表されたが、その内容は多くの問題をはらんでおり、真に被災者の立場に立ったものとは必ずしも言えない。

そこで、当会は、被災者及び被災地域が真の復興を果たせるよう、被災者が抱える既存債務からの解放等を求め、ここに声明を発する次第である。

2 事業者に対する対応方針について

(1) 被災者の既存債務からの解放の方法について、通常の破産手続では、被災者の手元に財産が残らず、また、手続の迅速性・費用負担の問題もあり、自力での生活再建は困難である。また、民事再生法による再生も、当面の収入が見込める被災者にとっては利用が困難である。

そこで、被災者の復旧復興のための緊急の措置として、金融機関による被災者の被災資産に関連する既存債務の免除を促進する仕組みが必要となってくる。

(2) 政府は、中小企業及び農林水産業等向けの対応として、事業再生の可能性が見込める事業者については、官民の出資により被災県に設立する「中小企業再生ファンド」が、再生可能性を要件として、出資、債権買取り等の支援を行うとしている。

しかし、被災地が受けた被害は壊滅的で、事業者の被った有形無形のダメージは極めて甚大である。もし、再生可能性を要件とすると、私的整理ガイドラインの基準にも適合しない零細事業者は破産せざるを得ない結果になりかねない。そもそも「再生可能性」という要件は、極めて不明確であって、被災事業者に事業再生意欲とある程度の再生見込みがあるにもかかわらず、「再生可能性」という入り口の要件で門前払いされてしまう可能性がある。それでは、被災事業者が、旧債務の負担を抱えたまま、復興への夢も希望も奪われてしまうこととなる。被災地の復興を図るためにには、せめて震災によるマイナスをゼロにするところまで事業者を支援する必要がある。したがって、「再生可能性」を要件とはせず、事業者が事業継続を望む場合には広く、出資、債権買取り等の支援を行うべきである。

- (3) また、「中小企業再生ファンド」による債権買取りについては、民間ファンドでは短期間での利益回収を前提とせざるをえないため、被災事業者の再生を十分に支援することは困難であり、公的機関による長期保有を前提とした債権買取りの仕組みを構築すべきである。
- (4) さらに、政府案では、債権買取り後の債務免除については特に言及がないが、被災した事業者の救済という観点からは、一定の範囲で債権買取り後の既存債務の免除を義務付けるべきであり、免除の範囲や要件についても踏み込んだ対応策を構築すべきである。

3 個人の住宅ローンや自動車ローンに関する対応方針について

- (1) 個人の住宅ローン債務の免除について、政府案では、金融機関が被災者との間で私的に行った住宅ローンの免除につき、金融機関の無税償却などが可能となる方法を検討し、個人向けの私的整理ガイドラインを策定するなど、被災者が債務免除を受けやすい環境を整備するとしている。しかしながら、これでは、既存債務を免除するか否かは金融機関の判断に委ねられることとなり、真の意味で被災者の支援にはならない。金融機関の努力義務とするだけでは不十分である。

既存債務を負っている個人の被災者には、マイナスではなくゼロからの再出発の機会を与えるべきであり、公的機関による住宅ローン債権の買取り、これに続く債務免除等、住宅再建の意思の有無にかかわらず、既存住宅ローン債務の免除を得られるスキームを策定すべきである。

- (2) また、政府案には、自動車ローン債務についての言及がないが、被災地の地域的特性からすれば、被災した自家用自動車の再購入は不可欠というべきであり、既存の自動車ローン債務に関しても、同様に免除の対象にすべきである。

4 保証債務の取扱いについて

政府案では、被災資産に関する債務を主債務とする保証債務についても特に言及されていないが、主債務者が既存債務から解放されたとしても、保証人に対して何らの手当てもなされないので、保証人に過度の負担を強いるとともに、保証人への責任追及を慮る主債務者が、既存債務の法的整理を断念せざるを得ない結果となりかねない。したがって、被災資産に関する債務を保証している者

がいる場合には、当該保証人の保証債務についても、債権買取り及び債務免除等の対象にすべきである。

5 結び

被災地の復興、被災者の救済は、憲法上の人権保障の観点から、あくまで「人間の復興」を目的とするものでなければならない。前述のとおり、被災資産に関する既存債務から被災者を解放することは、被災者が今後生活再建を実現するうえでの最重要課題であり、「人間の復興」のまさに第一歩というべきである。

これに対し、過去の震災被災者との公平性を理由に抜本的な「二重債務」対策に消極的な論調もあるが本末転倒である。阪神淡路大震災における過ちを繰り返してはならないのであり、当会は、阪神淡路大震災の被災地弁護士会として、今度こそ抜本的な「二重債務」対策を実現しなければならないとの強い思いを持っている。

せめてゼロからの出発とすることが被災者及び被災地域全体の復興につながるとの観点から一刻も早く、個人、零細事業者を含むすべての被災者を既存債務から解放すべきであり、国は、そのための仕組みを積極的かつ迅速に構築すべきである。

以上